

第3回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会

1 日 時 令和7年6月13日(金)9時30分～12時00分

2 場 所 鳥取第一地方合同庁舎 2階共用会議室

3 出席者

【委 員】

公益委員 佐藤委員、道前委員、中野委員

家内労働者代表委員 河村委員、北畑委員、瀬村委員

委託者代表委員 田中委員、西村委員、吉岡委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長

清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議 事

(1) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について

(2) その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 定刻となりましたので、ただ今から鳥取地方労働審議会令和7年度第3回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を開催します。本日は、お忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

本日は全員に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、本日の専門部会は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望はございませんでした。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○中野部会長 皆様、おはようございます。第3回目の専門部会を始めたいと思います。

前回、最低工賃の審議ということで、それぞれ引上げについて双方からの主張をお聞きしました。その中で、家内労働者側からは各工賃の1時間換算額を現行最低賃金957円の水準に合わせたいというようなお話がありました。

一方、委託者側からは一律の５％引上げというところでの主張をいただいています。この主張について、双方かなり開きがありますので、公益の立場から、最低賃金の引上げ率の３８％相当額で検討いただきたいというようなところで前回終わっております。

本日、その続きとして、それぞれから主張が聞けるかと思っておりますが、審議に入る前に、主張をお聞きできるような状況であれば、一回お聞きしてと思いますが、まず、本日の進め方等について、北畑委員と西村委員と私とで、最初の打合わせをするというのはいいでしょうか。

○北畑委員 お願いします。

○西村委員 お願いします。

○中野部会長 では、本日の進め方について、協議したいと思いますので、取りあえず１０分間休会させていただきます。

〔三者協議〕

○中野部会長 お待たせしました。では、再開します。

先ほど三者で本日の進め方について打合せを行いました。その中で、まずはそれぞれの側でもう一回再確認をしたいということですので、各側分かれて、また協議していただきたいと思います。

〔各側協議〕

○中野部会長 それでは、再開します。

ただ今それぞれの中で協議していただいたと思いますが、その協議した内容について意見を言っていただきたいと思います。

では、本日は委託者側から意見をお願いできますか。

○西村委員 前回までの状況でいくと三者三様みたいな感じの主張でございますので、いま一度、私ども委託者側から公益側に対しての御説明の機会をいただきたいと思います。

○中野部会長 分かりました。では、委託者側と公益の協議後に、また公益と家内労働者側協議ということで、お話を聞かせていただきたいと思います。

○北畑委員 承知しました。

○中野部会長 では時間を取ります。

〔公益・委託者側協議〕

〔公益・家内労働者側協議〕

○中野部会長 審議を再開します。

では、それぞれ委託者側、家内労働者側から協議の内容について発言していただきたいと思います。では、委託者側のほうから意見をお願いできますか。

○西村委員 そうしましたら、前回の審議を受けまして、私どもとしても数値についての見直しをさせていただいております。

前回、５％ということでお話をしましたが、前回の審議から今回の審議までの間に２年程度かかっていますが、その２年間で上昇した物価の上昇率を考慮いたしまして、出来上がりとして１０％程度のアップということで、お答えをしたいと思っております。

前回、５％がマックスだと言っておきながら、なぜいきなり倍になるのだという考え方があるかと思いますが、前回は、全ての階層の方について、もともと高くもらっていたらっしゃる方も含めて全員の方を５％ということで一律に上げたいというようなお話をさせていただきましたが、そもそも今回のお話というのは最低工賃ということで、ボトムアップをどうするかというところの議論をしているところですので、その部分に重点的な配分をするという配分の見直しを含めて、最低工賃の部分について、倍の１０％程度の上昇ということで話をさせていただきました。

○中野部会長 標準作業時間についてもお願いします。

○西村委員 前回、標準作業時間の見直しで３つお話があったかと思いますが、まず１点目のそで付け裏まつりのところですが、２０分ぐらいではなかろうかというところでしたが、委託者側のほうで、もう一度いろんな関係者の方と協議をした結果、もう少し時間がかかるのではないかということで、この部分については２０分ではなく３０分ということでいかがかというふうに思います。

あと、もう１か所が見返し７mm星入れ、これが１０分ということと、そで裏星入れという、こちらが５分ということでしたが、こちらについてはその内容で問題ないだろうということで、１か所だけ、そで付け裏まつりのところの２０分を３０分ということでお話ししたいと思います。

○中野部会長 婦人服のほうについては、どう考えられますか。

○西村委員 特段変更なしということで。

○中野部会長 同じ１０％ということでもいいですか。

○西村委員 はい、それで結構だと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。

では、続いて、家内労働者側の方から意見をお願いしたいと思います。

○北畑委員 家内労働者側の北畑です。よろしくお願いします。

最初に、標準作業時間の関係のそで付け裏まつりのところの30分、それと、ほか10分、5分の部分につきましては、そのまま承知をいたしました。よろしくお願いします。

それと、最低工賃の関係でございますが、前回、私どもとしましては、38%の公益の方からのお示しに対してある程度賛同をしていました。最低賃金が現在957円となっておりまして、この間、引き上がった額としましては264円の差があり、その引上げがおよそその程度だということ、この根拠としては妥当なものだというふうに考えておりました。

しかし、今ほど公益の方々との話合い、また、委託者側の方々との意見をお伺いした中で、今回の最低工賃につきましては、2015年からおよそ10年間一度も改定がされなかったこと。この間、物価上昇だけ考えてみても、家内労働者の方々に関わるその生活、ここについては大変苦しい環境に及んでいるということは想像に難くないわけでございます。

そういった意味では、私どもとしては、現在の最低賃金957円との均衡、家内労働法第13条に示されている均衡をやはり時間として考えていきたいという思いはありますが、とはいえ、まだこのところでその均衡についてこの審議会の中で整理をしていくには時間をもっと要するだろうということも思う次第です。

そういうことも踏まえまして、今回の物価上昇というところがやはり大きな課題でもあったわけですから、今、お示しいただいています10%の物価上昇に関わる分の引上げについて、同様に最低工賃として、今回の引上げとして考えていきたいと思っております。

ですので、今回はそのような形でお受けをさせていただきたいとは思いますが、しながら、次回以降の審議の中では、もう少しこの最低賃金との均衡というものに対して、踏み込んで、引き続き話合いをしながら、最低工賃の額の引上げを探ってきたいというふうには考えているところですので、そこを課題とさせていただきたいと思えます。

○中野部会長 ありがとうございます。

○西村委員 今、北畑委員が、いわゆる均衡の部分の解釈が課題だということをおっしゃって、私も同じように課題だと思っていますので、少しその部分に触れさせていただ

きたいのですが、もともと今、この場で話をしている工賃というのは、時給のほうから逆算をして、では工賃を幾らにしましょうというものではなくて、過去の、我々委託者側の見解ですと、結局、その作業によって付加価値がどのくらい上がっているのか、生産性の問題と、市場の原理で、あまりにも高過ぎたり、低過ぎたりすると、商品が売れなかったり、あるいは受注してもらえなかったりすることがあるので、その辺のバランスを考えながら決まっていくものだと思っています。

しかし、法律の中で、先ほどの均衡を図りなさいという書き方がされている部分については、今の時点での我々の解釈ですが、この均衡というのは、例えば会社に出て働く、あるいは自宅で働くという働き方が違うのはもう明らかなことですので、その働き方の違いによって労働の対価に不当な格差が出ないようにしなさいというような意味合いでの均衡を図りなさいという意味合いだと思っています。

多分ですが委託者側のほうが受託される方と比べて優越的な地位にあるような感じにならないように、お互いに対等な立場で、それがきちんと議論ができて、お互いが納得して確認をした工賃の中で仕事ができるような形。例えば、同じ仕事を会社の中ですると1,000円もらえるのに、全く同じ仕事を自宅ですると300円とか400円とかになるというようなことのないように、同じ出来栄であるならば、同じ金額になるような工賃、そういう均衡の図り方をしなさいねというふうな意図で我々としては解釈しております。

それはあくまで私どもの今の時点の解釈ですから、今後いろいろと議論を進める中で、どういうものが実際の実態に合っているのかを探っていきたいと思っております。

○中野部会長 ありがとうございます。最低賃金額との均衡については、また次回以降の課題というところで考えていきたいと考えております。

他の委員の方でまだ発言されたい方はおられますか。

(なし)

では、今の双方からの意見をまとめてみますと、一応、最低工賃の引上げ額については10%、標準作業時間については、そで付け裏まつりを30分、見返し7mm星入れ10分、そで裏星入れ5分、このように変更するということ。婦人服についても同じく引上げ率10%で改定するということになると思います。

事務局のほうでそれを確認する資料というのができますか。

(はい)

では、その金額を確認してから皆さんの賛同を確認したいと思います。しばし休会とします。

〔休会〕

○中野部会長 それでは、再開します。

ただ今男子服・婦人服、それぞれ引上げ率を１０％、あと、男子服の標準作業時間３か所を改正したものをお配りしています。

この資料について、事務局のほうから説明をお願いします。

〔資料説明〕

○中野部会長 ありがとうございます。

では、このお配りしています資料について、委員の皆さんから何か意見がある方は発言をお願いします。

（なし）

では、男子服・婦人服の最低工賃について、お配りしている資料のとおり１０％の引上げと、標準作業時間についても３か所改正したいと思いますが、本内容にて賛同いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○中野部会長 ありがとうございます。

では、全会一致ということで改正したいと思います。

事務局は今後の手続について説明をお願いします。

○中塚賃金室長 全会一致ということで結審いただきましたので今後の手続について説明します。

地方労働審議会令第６条第７項によりますと、「審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とあり、第７条第４項によりますと、前条第４項から第７項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。」とあります。続いて、鳥取地方労働審議会運営規程第１１条によりますと、「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とあります。中野部会長は審議会の委員ですので、これらの規定が適用されることとなり、専門部会の議決内容をもって本審議会の答申となります。この規定の採用につきましては、令和７年３月７日に開催されました鳥取地方労働審議会において了承されていますので、

規定に基づきまして鳥取地方労働審議会長名で鳥取労働局長あて答申を行うこととなります。

また、鳥取地方労働審議会運営規程第12条によりますと、「部会長は、部会又は最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。」とありますので、ただ今の全会一致の結審を受けまして、これより専門部会報告を行うこととなります。

なお、発効日についてですが、第1回専門部会の91ページ、資料№20に令和7年6月の答申日別最短効力発生予定日一覧をお示ししております。本日が本審議会の答申日となり、かつ、答申要旨の公示日ということになりますので、異議申出がなかった場合の最短の改正発効予定日は、8月22日金曜日となります。部会報告案には効力発効日を「法定どおり」として作成することをご確認いただきたいと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、改正発効日ですが、法定どおりということで報告案を作ることで、皆さん、了解していただけますか。

（異議なし）

では、改正発効日は法定どおりで作成をよろしくお願いします。

報告案が作成されるまで5分程度休憩とします。

〔休会〕

○中野部会長 報告案を配付していただきましたが、事務局より読み上げをお願いします。

〔報告案の読み上げ〕

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今専門部会報告案を読み上げいただきましたが、この報告内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

○吉岡委員 今配られました最低工賃というのは、先ほどの引上げ率10%という表から、単純に最低工賃額に1.1を掛けたらこうなるとは思いますが、作業時間が改定になると、ここをそのまま10%掛けただけだと、帳尻が合わなくなってくるのではないかと思います。

○中野部会長 事務局、お願いします。

○中塚賃金室長 先ほどの資料と、こちらの資料とで金額は一致していると思いますが、現行の最低工賃に10%掛けたものがこちらの報告書の内容です。

標準作業時間につきましては、鳥取県の設定を変える3工程でお話をさせていただきたいのですが、標準作業時間というのは、審議の中でもございましたが、その1時間換算額を見るようなものというところで、直接今の引上げに対して反映されるものではないので、3工程変えています、その部分については、標準作業時間を変えたからといって最低工賃が変わるというものではないです。

ただし、最低賃金との均衡ですが、1時間換算額を計算するときについて、今後は30分にすることによって、その1時間換算額が30分ですとちょっと少なくなるという形になります。

○吉岡委員 分かりました。

○中野部会長 よろしいでしょうか。

○吉岡委員 はい。

○西村委員 私からはお願いですけれども、この書面はこれで大丈夫ですが、実際に公表するときの書面のことでお話をしたいのです。都道府県によって、この表示の仕方がいろいろ変わっているということが今回いろいろな県を見て分かりました。何が言いたいのかといいますと、金額のところですが、前の金額も併記する表示の仕方にしていただけると、実際、今回も4円のものも5円に変わっていて、1円上がっているのですが、そういうことが分かりやすいと思うので、委託先から見たときに、前がどうだったかというのを確認するのが、この紙1枚でできるような公表の仕方をしていただきたいと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。

事務局のほうも、今の意見があったということでもいいですか。

○中塚賃金室長 公表の折には分かりやすく、幾ら上がって幾らになったかというようなことも踏まえまして進めたいと思います。

○中野部会長 では、よろしくお願いします。

あと、先ほど審議経過の追加の資料が配付になっていますので、では、これも一緒に報告書の一部として審議会に報告させていただきます。

では、続きまして、答申文案を配付して、読み上げをお願いします。

〔答申文案の読み上げ〕

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今答申文案を読み上げていただきましたが、本内容にてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

では、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について、答申文案から案を削除したものを答申文として、審議会長名で鳥取労働局長宛てに答申することとします。

では、労働基準部長に答申文をお渡しします。

〔答申文を手交〕

○中野部会長 では、よろしくお願いします。

○高橋労働基準部長 ありがとうございます。

では、私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。ただ今中野部会長から答申を頂きました。

今回、公益委員、家内労働者代表委員、それから委託者代表委員、皆様方に本当に真摯に議論を重ねていただいて、今回、鳥取県にふさわしい男子服・婦人服製造業最低工賃を全会一致で決めていただいたことに、誠に感謝申し上げます、ありがとうございます。

現在、国のほうでは、分配と成長の好循環による持続的な経済成長、これを目指しまして、持続的な賃上げを最重点課題として取り組んでおります。その中で、県最低賃金の引上げですとか、非正規雇用労働者の方の労働条件の改善ということで、同一労働同一賃金による均衡待遇の確保、また、昨年１１月にはフリーランス法も施行されたところでございまして、現在、この賃上げの流れを全ての国民に行き渡らせるという取組を進めております。

そうした中で、本日のこの答申は非常に意義深いものと思っております。今後、決定していただいたこの答申に基づきまして、効力発行に向けた手続を進めるとともに、県内にこちらの額を周知してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様方、本当に全会一致での結審というのは非常にありがたいと思っておりますし、今後にもつながるものと思っておりますので、重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○中野部会長 ありがとうございました。

それでは、議事の２番目、その他ですが、今後の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長　ただ今答申が行われましたので、家内労働法第９条第２項に基づき本日から６月３０日までの間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受付します。この間に異議の申出がなかった場合には、部会としての審議は終了いたします。事務局で官報公示のための事務処理を行いますと、７月２３日が官報公示予定日となり、３０日間経過しました８月２２日が最短の効力発効の予定日となります。

一方、異議の申出があった場合は、鳥取地方労働審議会におきまして再審議を行うこととなりますが、その中で最低工賃専門部会の開催が必要と判断された場合には、改めて日程を調整の上で専門部会を開催して御審議いただくこととなります。

○中野部会長　それでは、今日、朝早くから、この専門部会に長時間にわたって真摯に協議していただき、本当にありがとうございました。全会一致での結審ということで、非常に皆様に公益のほうからも感謝したいと思っております。

これにて専門部会を終了したいと思います。皆さん、どうもお疲れ様でした。